

2021年12月10日

再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募を開始します

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定した「秋田県八峰町及び能代市沖」について、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、公募を開始します。

1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）に基づき、2021年9月13日に「秋田県八峰町及び能代市沖」を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定しました。

その後、当該区域において洋上風力発電事業を行う者を公募するに当たり、公募占用指針を定めるため、2021年10月11日～11月9日の間、パブリックコメントを実施したところです。

今般、パブリックコメントを踏まえ、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、当該区域において公募を開始します。

2. 概要

<公募占用指針の掲載箇所>

- ・ 資源エネルギー庁ホームページ
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html
- ・ 国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html

※公募に関する説明会を2021年12月23日に行います。詳細につきましては、公募占用指針第4章(2)「説明会の開催」を御覧ください。

<公募占用計画の受付期限>

受付開始 : 2021年12月10日(金曜日)

受付締切 : 2022年6月10日(金曜日) 17時00分

3. その他

パブリックコメントに対する回答については、

e-Gov(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155211103&Mode=1>)にて公表しております。

(本発表資料のお問合せ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 風力政策室長 石井

担当者: 菊池、武藤、東海林、幸寺

電話:03-3501-1511(内線 4582)

03-3501-6623(直通)

03-3501-1365(FAX)